

長崎女子短期大学学則

第一章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に従い、高等学校の教育の基礎の上に2年間の一般教養と実地的な専門教育をさずけ、建学の精神に基づき、良識と技能を備え、併せて社会や家庭に有為で自立する心を持つ女性の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成し、教育水準の向上を図るために、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

(第三者評価)

第3条 第1条の目的を達成し、教育水準の向上を図るために、教育研究等の総合的な状況について政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「第三者評価」という。）を受けるものとする。

2 自己評価等及び第三者評価に関する規定等は、別に定める。

第二章 学科及び学生定員並びに教育研究上の目的

(学科及び学生定員)

第4条 本学に設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
生活創造学科	140名	280名
(栄養士コース)	(60名)	(120名)
(ビジネス・医療秘書コース)	(40名)	(80名)
(介護福祉士コース)	(40名)	(80名)
幼児教育学科	100名	200名

(本学及び学科の学位授与の方針)

第5条 本学及び学科の学位授与の方針は、次のとおりとする。

教育目標（学訓）と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士の学位を授与する。

(1) 生活創造学科

生活創造学科各コースの教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士の学位を授与する。

<栄養士コース>

本コースの教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより「食」の分野で社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士（栄養学）の学位を授与する。

<ビジネス・医療秘書コース>

本コースの教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより「ビジネス・医療」の分野で社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士（生活学）の学位を授与する。

<介護福祉士コース>

本コースの教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより「介護福祉」の分野で社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する。

(2) 幼児教育学科

幼児教育学科の教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより「保育」の分野で社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。

2 前項に関する詳細な事項は、教育システム総覧に定める。

第三章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限及び在学期間）

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

（学年）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（授業日数及び学期）

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とし、学年を分けて次の二学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て学長が変更することがある。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 学園創立記念日：10月1日
 - (3) 開学記念日：4月18日
 - (4) 春期休業日：3月5日～3月31日まで
 - (5) 夏期休業日：8月10日～9月30日まで
 - (6) 冬期休業日：12月25日～翌年1月7日まで
- 2 必要と認めた場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第四章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 特別の必要があり教育上支障がないときは、学長は、学年の途中においても学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を終了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を終了した者
- (6) 大学入学資格検定（昭和26年文部省令第13号）又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年度文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の手続きにより願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の選考の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の手続きをしなければならない。

- (1) 入学金を納付すること。
- (2) 誓約書、身元保証書その他本学所定の書類を提出すること。
 - 2 本学は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
 - 3 前2項の規定により入学を許可された者が入学を辞退しようとする場合は、本学が指定する期日までに申し出なければならない。

(再入学及び転入学)

第15条 本学に再入学又は転入学を願い出た者がいるときは、欠員のある場合に限り選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取り扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第16条 本学から他の短期大学に転学を希望する場合は、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第17条 転学科は原則として認めない。ただし、特別の事情がある時は、学年の始めに限り選考の上、学長は、これを許可することができる。

- 2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病その他の事由により修学が不相当と認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 20 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第 6 条第 2 項の在学期間には算入しない。

(復学)

第 21 条 休学期間を満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 22 条 次の各号の一つに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 6 条第 2 項に定める在学期間を超えた者
- (2) 第 20 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者又は長期間無届けで欠席し、照会してもなお引き続き出席しない者

第五章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 23 条 授業科目は、基礎科目及び専門教育科目とし、その種類及び単位数等は別表のとおりとする。

(単位)

第 24 条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の講義をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の演習をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45 時間の実験、実習又は実技をもって 1 単位とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(単位の認定)

第 25 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を認定する。

- 2 欠席時数が授業時数の 3 分の 1 を超える場合は、当該授業科目の受験資格を認めない。ただし、介護福祉士コースの「介護実習」については、5 分の 1 を超える場合は受験資格を認めない。
- 3 単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(試験及び成績の評価)

第 26 条 試験には、各学期末毎に行われる定期試験と必要に応じて随時に行う臨時試験がある。

- 2 成績の評価は、S、A、B、C、F の評語をもってする。ただし、F には単位を与えない。
- 3 試験及び成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 27 条 学生が本学の第 1 年次に入学する前に短期大学、大学（外国の短期大学又は大学を含む）及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修により修得した単位（科目履修生として修得した単位を含む）については、教育上有益と認めるときは 15 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第 28 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学等（短期大学又は高等専門学校の専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を含む）との協議により、学生が当該短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により当該短期大学等において修得した単位については、合わせて 15 単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 第 2 項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。ただし、この場合本学において修得した単位とみなすことができる単位数は、前項と合わせて 30 単位を超えない範囲とする。
- 4 前 3 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生等に関する特例)

第 29 条 外国人留学生に対して、第 23 条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

- 2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう）を受けた者（以下帰国子女という）の教育について、本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。
- 3 外国人留学生及び帰国子女が、前 2 項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって基礎科目の単位に代えることができる。
- 4 前 3 項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第六章 卒業等

(卒業の要件)

第 30 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、次の単位を修得しなければならない。

学科	基礎科目	専門教育科目	合計
生活創造学科 (栄養士コース) (ビジネス・医療秘書コース) (介護福祉士コース)	14 単位以上	48 単位以上	62 単位以上
幼児教育学科	14 単位以上	48 単位以上	62 単位以上

(卒業)

第 31 条 前条の卒業の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。
- 3 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより「短期大学士」の学位が与えられる。

(免許、資格の取得)

第 32 条 本学において取得することができる免許及び資格は、次のとおりである。

学 科	教員免許	その他の免許・資格
生活創造学科 (栄養士コース) (ビジネス・医療秘書コース) (介護福祉士コース)		栄養士 介護福祉士(受験資格)
幼児教育学科	幼稚園教諭二種 免許状	保育士

2 教員の免許状を得ようとする者は、第 30 条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める専門科目の単位を修得し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

3 生活創造学科栄養士コースの学生であって、栄養士免許証を得ようとする者は、第 30 条の規定によるほか、栄養士法、同施行令及び同施行規則に定める授業科目の単位を修得し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

4 生活創造学科介護福祉士コースの学生は、第 30 条の規定によるほか、社会福祉士及び介護福祉士法、同施行令並びに同施行規則に定める授業科目の単位を修得し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

5 幼児教育学科の学生であって、保育士の資格を得ようとする者は、第 30 条の規定によるほか、児童福祉法、同施行令及び同施行規則に定める授業科目の単位を修得し、所定の単位数を

別に定める細則により修得しなければならない。

第七章 検定料及び学費

(検定料)

第 33 条 入学、編入学、転入学及び再入学を志願する者は、検定料 25,000 円を納入しなければならない。

(学費)

第 34 条 本学の学費は、次のとおりとする。

入学金	220,000 円
授業料	720,000 円 (年額)
教育運営費	180,000 円 (年額)

なお、その他必要と認められる場合には、別に徴収することがある。

(学費の納入期)

第 35 条 学費は、次のように納入するものとする。

(1) 入学金は、入学時の所定の日までに納入しなければならない。

(2) 授業料及び教育運営費は、二期に分けて納入する。

前期 (4 月から 9 月まで) 450,000 円 納期 4 月 20 日まで

後期 (10 月から翌年 3 月まで) 450,000 円 納期 10 月 20 日まで

(学費の免除及び徴収猶予)

第 36 条 学生で、経済的理由によって学費の納入が困難な者であり、かつ学業人物ともに優秀と認められる者に対しては、願い出により学費の全部又は一部を免除することがある。

2 特別の事情により所定の納期に納入困難な者に対しては、願い出により分納や延納などを認め、徴収を猶予することがある。

3 前 2 項の学費の免除及び徴収猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

第 37 条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命じられた者又は停学中の者についても、当該期分の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 38 条 休学の場合の授業料等は徴収しない。ただし、納入済みの分は返還しない。

(納付した学費等)

第 39 条 納付した検定料、学費は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第 14 条 1 項に規定する入学手続きを完了した者のうち、同条 3

項の規定により学校が指定する期日までに入学辞退の申し出があった場合は、入学金を除く学費を返還する。

第八章 職員組織

(職員組織)

第 40 条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員

(事務局)

第 41 条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第九章 教授会

(教授会)

第 42 条 本学に重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、必要と認めるときは、准教授、講師、助教その他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第十章 研究生、科目履修生、特別科目履修学生及び外国人留学生

(研究生)

第 43 条 本学及び他の短期大学等を卒業した者が、更に学修を希望するときは、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目履修生)

第 44 条 本学学生以外の者で、1 又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該学科の授業に支障のない限りにおいて、選考の上科目履修生として入学を許可することがある。

2 科目履修生に対する単位の認定については、第 26 条の規定を準用する。

3 科目履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別科目履修学生)

第 45 条 第 28 条に係る他の短期大学等の学生については、特別科目履修学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別科目履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 46 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生には、本学の規則を準用する。

第十一章 賞罰

(表彰)

第 47 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 48 条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為があった者には、学長は、教授会の議を経て懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席正常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 訓告、停学及び退学の処分の手続きについては別に定める

第十二章 図書館

(図書館)

第 49 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第十三章 公開講座

(公開講座)

第 50 条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第十四章 厚生施設

(学生寮)

第 51 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第十五章 学則の改変更

(学則の改正)

第 52 条 学則の改定又は廃止の必要が生じた場合には、学長は、教授会の議を経たのち、理事会の承認を得てこれを行う。